

奈個情第26号  
令和3年6月9日

奈良市長 様  
(諮問実施機関担当課 環境部収集課)

奈良市個人情報保護審議会  
会長 佐々木 育子

奈良市個人情報保護条例第6条第4項及び第8条第2項の規定に  
係る諮問について (答申)

令和3年3月30日付け奈環収第28号及び奈環収第29号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

**【諮問 : 個情第02-24号】**

「収集車両へのドライブレコーダーの設置及び運行状況の記録」及び「収集車両に設置したドライブレコーダーによる記録データの外部提供」について

(別紙)

答申：個情第47号

諮問：個情第02-24号

## 答 申

### 第1 審議会の結論

奈良市長が収集車両に設置したドライブレコーダーによる個人情報の収集において、本人以外のものから収集する必要があると認められ、及び当該収集車両に係る交通事故又はトラブルの状況及び原因を明らかにするためにドライブレコーダーによる記録データを目的外に提供する必要があると認められる。

### 第2 対象事業について

奈良市長（以下「**実施機関**」という。）は、ドライブレコーダーについて、次のとおり説明した。

#### 1 ドライブレコーダーの設置及び運用について

- (1) ドライブレコーダーの設置は、収集車両の運行に当たって、職員の安全運転意識と運転マナーの向上、交通事故発生時における事故責任の明確化と事故処理の迅速化、ドライブレコーダーによる犯罪抑止効果により、市民等の安全確保を図ることを目的とするものである。
- (2) 個人情報の収集については、本人から収集することが原則であるところ、ドライブレコーダーによる撮影は、収集車両前方の状況を自動的に録画するものであり、その性質上、本人が関与することなく個人情報を収集することになるため、本人から収集することの例外であるとして、審議会に意見を求めた。
- (3) 個人情報の提供については、収集車両に係る交通事故又はトラブルの状況（以下「**事故等**」という。）及び原因を明らかにするため、捜査機関や当事者、当事者から委託を受けた保険会社等に、ドライブレコーダーによる記録データ（以下「**記録データ**」という。）を提供して責任の所在の明確化を図ろうとすること、また、偶発的に犯罪や事故の現場（以下「**犯罪等**」という。）に遭遇したなどの際、捜査機関に、記録データを提供して犯罪の早期解決に役立てようとするもので、高い公益性がある。

なお、捜査機関から刑事訴訟法の規定に基づく画像データの提供依頼は、正当な請求権を有した司法警察員等によって行われるものであり、公共の福祉と法の維持のため、当該照会の正当性及び公益性が認められるものである。

## 2 個人情報の安全性の確保

実施機関は、ドライブレコーダーを設置し、及び運用するに当たり、次のような措置を講じることで、記録データに係る個人情報の安全性を確保しようとするものである。

実施機関は、「奈良市収集課ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する取り決めについて」を定め、この定めにしたがって、ドライブレコーダーを設置し、及び運用することとしている。

- (1) ドライブレコーダーの設置は、事故等に係る原因究明及び保険請求等の事務を目的とするものであり、それによって得られる画像の利用は、原則として目的の範囲内に合致する事務に限る。
- (2) 記録データの外部提供については、事故等又は犯罪等における場合に限ることとする。
- (3) (2)により記録データの提供等を行うときは、提供を求める根拠、目的等を書面で提出させ、提供した画像の適正な管理、第三者への提供の制限及び使用後の速やかな廃棄を求める。
- (4) ドライブレコーダーの作動時間は、収集車両運行時とする。
- (5) 記録データは、ドライブレコーダー本体に挿入する電磁的記録等媒体に記録する。なお、当該記録データは、管理責任者及び操作取扱者が管理し、記録データの取扱いは、次のとおりとする。
  - ア 個人情報を識別不可能な状態にするデータ加工を除くデータの加工、複製又は複製することなく撮影時の状態にしておくこと。
  - イ 管理責任者、操作取扱者又は管理責任者の許可を得た者以外の記録データの閲覧及び持出しを禁止すること。
  - ウ ドライブレコーダーを設置した収集車の乗務員は、すべての乗務員が当該収集車を離れる際は施錠すること。
- (6) 記録データの保存期間は、原則として電磁的記録等媒体の記録上限を超えて自動で上書きされるまでとする。

## 第3 審議会の判断及び付言

### 1 判断

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、記録データに係る個人情報が不当に侵害されることはないと認められ、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

### 2 付言

ドライブレコーダーを設置し、及び運用するに当たって、撮影された者の権利利益を不当に害することがないように、記録データに係る個人情報の適正な取扱いを徹底されたい。また、実施機関が定めることとしている「奈良市収集課ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する取り決めについて」において、個人情報を含む記録データを記録する電磁的記録等媒体の具体的な管理方法を整備されたい。

#### 第4 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和3年 3月30日	実施機関から諮問を受けた。
令和3年 4月14日	令和3年度第1回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
令和3年 5月12日	令和3年度第2回審議会 事案の審議を行った。
令和3年 6月 9日	令和3年度第3回審議会 答申案の取りまとめを行った。
令和3年 6月 9日	実施機関に対して答申を行った。

#### ○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大手前短期大学教授	
石 黒 良 彦	弁護士	
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
佐々木 育子	弁護士	会 長
浜 口 廣 久	弁護士	会長職務代理者